### Press Release

石 川 労 働 局 発 表 平成 30 年 10 月 30 日

#### 〔照会先〕

石川労働局労働基準部

監督課長 米村 祐規

監祭監督官河野英俊 過重労働特別監督監理官 河野英俊

連絡先 076-265-4423

FAX 076-265-4431

### 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

~ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施~

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの 重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施して います。

石川労働局(局長 松竹 泰男)においても、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過労死等につながる過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などの取組を行います。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、 もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡 又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

### 【取組概要】

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催(別添 1 参照)

民間団体と連携して**「過労死等防止対策推進シンポジウム」**を下記のとおり開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

開催日時 平成 30 年 11 月 15 日 (木) 14 時 00 分~16 時 30 分 (受付 13:30~)

開催場所 石川県地場産業振興センター新館コンベンションホール

参加申込 事前に下記ホームページからお申し込みください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

2 「過重労働解消キャンペーン」の実施(別添2参照)

専用WEBサイト |過重労働解消キャンペーン|

検索

### (1)重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や、 若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

(平成29年度の実施結果は別添3参照)

### (2)電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ とした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実 施 日 時:平成30年11月4日(日)9:00~17:00

フリーダイヤル: 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

- ア 都道府県労働局又は労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)
- イ 労働条件相談ほっとライン (委託事業) 平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい! ろうどう 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 平日 17:00~22:00、土・日 9:00~21:00

今年度から拡充!

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/mail\_madoguchi.html 労働基準 メール窓口 検索

(3)労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合等に対しキャンペーンへの協力要請を行いました。また、県内の市町等地方公共団体にもキャンペーンの周知について協力要請を行いました。

<u>(4)労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します</u>

石川労働局長が長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を積極的に行っている「ベストプラクティス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

別添 1:「過労死等防止対策推進シンポジウム」リーフレット

別添2:「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添3:平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

## 過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ





# 石川会場

# 社会問題となっています。 過労死等 本シンポジウムでは有識者や過労死 をされた方のご遺族にもご登壇を いただき、過労死等の現状や課題、 防止対策について探ります。 防止対策推進 シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。





# ■ 平成30年11月15日(木)





石川県地場産業振興センター 新館コンベンションホール

近年、働き過ぎやパワーハラスメント 等の労働問題によって多くの方の尊い 命や心身の健康が損なわれ深刻な

(石川県金沢市鞍月2丁目20番地)

[定員] 250名

主催:厚生労働省 後援:石川県、金沢市

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、 働くもののいのちと健康を守る石川センター

# 石川会場

### 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

### プログラム

### [講演] 「メンタルヘルスと働き方改革」

山本 勲氏(慶應義塾大学商学部 教授)

#### [施策紹介]

### 「『働き方改革関連法』の内容について」

石川労働局 労働基準部 監督課

[過労死ご遺族からのお話] 東京過労死を考える家族の会

### 会場のご案内

### 石川県地場産業振興センター 新館コンベンションホール

(石川県金沢市鞍月2丁目20番地)

・金沢駅から当センターまで約4Km

【タクシー】 JR金沢駅金沢港口 (西口) より 約10分

【北鉄バス】 JR金沢駅金沢港口 (西口) より 約20分

金沢駅西口6番乗り場「工業試験場行」

または「消費者支援センター行」乗車「工業試験場」下車

### 参加申込について

- ▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。 (定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
- ▶参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

### 講師プロフィール

### 山本 勲氏

慶應義塾大学商学部 教授

ブラウン大学経済学部大学院博士課程修了 (経済学博士)。

1995~2007年日本銀行、

2007年慶應義塾大学商学部准教授を経て現職。

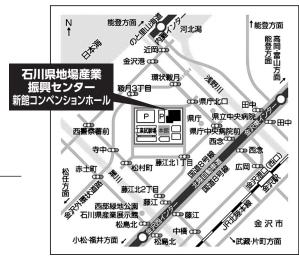
専門は労働経済学。

主な著作として

『労働時間の経済分析:超高齢社会の働き方を展望する』

(共著、日本経済新聞出版社、

2014年、第57回日経・経済図書文化賞受賞)。



# ▶定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。 ●Webからの申し込み:以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。 https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

### 過労死等防止対策推進シンポジウム



●FAXでの申し込み:以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 052-915-1523 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行



### 過労死等防止対策推進シンポジウム「参加申込書]

□ 経営者 [	□に <b>√</b> をお願いいたします。 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 務士 □ パート・アルバイト □ 主婦	□ 教職員 □ 学生	□ 医療関係者	□ 弁護士
お名前 4名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな		
電話番号				
企業·団体名				



~トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。~

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



「過重労働解消相談ダイヤル」

過重労働等に関する相談はこちら>>>

0120-794-713 11月4日 9:00~17:00

専用 WEB サイト

過重労働解消キャンペーン





# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

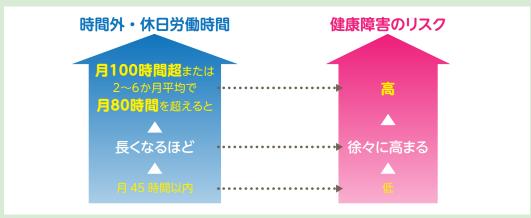
### 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



### 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日 労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握\*1し、次の措置を講じましょう。

### **過重労働による健康障害を防止するために\*2**

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
  - ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準\*3に適合したものとする必要があります。
  - ・特別条項付き協定\*4により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は 月45時間以下とするよう努めましょう。
  - ・休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
  - ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の 取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
  - ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
  - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### **賃金不払残業を解消するために\*5**

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。
- ※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
- ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
- ※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
- ※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、 1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
- ※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 120-794-71



### 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協 力要請を行います。

- 2. 重点監督を実施します。
  - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い 等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわた り、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 平成30年11月4日(日)9:00~17:00

0120 - 794 - 713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン (月~金17:00~22:00、土・日9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

4.企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で 計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】 http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/



# 毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等 とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を 実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務に おける強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障 害のことです。

# 過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



### ○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場(東京は2会場)で開催します。(無料でどなたでも参加できます。) 開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

### 専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/



### 平成 29 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

これは、昨年 11 月に管下の四つ(金沢・小松・七尾・穴水)の各労働基準監督署が 実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ たものです。

この重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる99事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、74事業場(全体の74.7%)で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち43事業場(43.4%)で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

石川労働局では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

### 【重点監督結果のポイント】(詳細は別紙1参照)

(1) 監督指導の実施事業場:

99 事業場

このうち、74事業場(全体の74.7%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの:

43 事業場(43.4%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの: 25事業場(58.1%)

うち、月 100 時間を超えるもの: 13 事業場(30.2%)

うち、月 150 時間を超えるもの: 3 事業場(7.0%)

うち、月200時間を超えるもの: 2事業場(4.7%)

賃金不払残業があったもの: 6 事業場(6.1%)

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 11事業場(11.1%)

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの: 70 事業場(70.7%)

うち、時間外・休日労働を月80時間 以内に

削減するよう指導したもの: 45 事業場(64.3%)

労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 18 事業場(18.2%)

脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

### 平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

### 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

### 重点監督実施状況

平成29年度過重労働解消キャンペーン(11月)の間に、99事業場に対し重点監督を実施し、74事業場(全体の74.7%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが43事業場、賃金不払残業があったものが6事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが11事業場であった。

### 表 1 重点監督実施事業場数

		重点監督	労働基準関係法令違	Ξ	Eな違反事項別事業	<b>業場数</b>
		実施事業場数	反があった事業場数	労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
		(注1)	主1) (注2)		(注4)	(注5)
	合計	99	74	43	6	11
		(100%)	(74.7%)	(43.4%)	(6.1%)	(11.1%)
	製造業	28	24	17	2	3
	花是米	(28.3%)	(85.7%)	17		•
	建設業	12	6	3	1	0
	~= HX /K	(12.1%)	(50%)	<u> </u>		•
主	商業	16	13	5	1	1
な	な   ロス	(16.2%)	(81.3%)	0	ı	I
業種	教育・研究業	4	3	0	0	0
悝	TAH WIJUA	(4%)	(75%)	0	0	O
	接客娯楽業	5	5	4	0	3
	及日然未来	(5.1%)	(100%)	т	0	3
	その他の事業	18	9	6	0	1
	(注6)	(18.2%)	(50%)	U	U	I

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反[割増賃金]のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

#### 表 2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
99	16	27	19	20	16	1
	(16.2%)	( 27.3% )	( 19.2% )	( 20.2% )	(16.2%)	(1%)

### 表 3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
99	8	9	11	15	23	33
	(8.1%)	(9.1%)	(11.1%)	(15.2%)	(23.2%)	(33.3%)

### 2 主な健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、70事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

### 表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

		指導事項 (注1)					
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に係る調査 審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェッ ク制度を含むメ ンタルヘルス対 策に係る調査審 議の実施	
70	7	15	24	45	3	6	

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 1か月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6か月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を 行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることな どを指導した事業場数を計上している。
- (2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、18事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン:別紙2参照)に適合するよう指導した。

#### 表 5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

			指導事項	〔注1)		
			自己申告制による場合			
指導事業場数	始業・終業時刻 の確認・記録 (ガイドライン 4(1))	自己申告制の説 明 ( ガイドライ ン 4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン 4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン 4(3)オ)	管理者の責務 (ガイドライン 4(6))	労使協議組織の 活用(ガイドラ イン4(7))
18	12	0	8	0	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 重点監督により把握した実態

### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった43事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、25事業場で1か月80時間を、うち13事業場で1か月100時間を、うち3事業場で1か月150時間を、うち2事業場で1か月200時間を超えていた。

### 表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場	80時間以下	80時間超			
连仪争未场	00时间以下	OOH4J间柜	100時間超	150時間超	200時間超
43	18	25	13	3	2

### (2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、9事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、37事業場でタイムカードを基礎に確認し、21事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、47事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

### 表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

	<b>力力力</b> 先制		
使用者が自ら現認 (注 2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注 2 )	自己申告制 (注 2 )
9	37	21	47

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

### 【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン】

( 平成 29 年 1 月 20 日策定 )

#### 1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、 労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

#### 2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

### 3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、 労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に 定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどう かは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等か ら、個別具体的に判断されるものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服 装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に 必要な学習等を行っていた時間

#### 4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1)始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、 これを記録すること。

(2)始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

### (3)自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正し く記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに 従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に 応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る 事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確 認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定(いわゆる 36 協定)により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

#### (4)賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、 労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入し なければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5)労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

### (7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその 解消策等の検討を行うこと。